議会ってよく分からない

そんな声にお応えします！

議会Q&A

「定例会」や「臨時会」って何？

定例会・臨時会とは？

毎年定例的に開かれる議会の会議を「定例会」といいます。必要に応じて臨時に開かれる議会の会議を「臨時会」といいます。

当市議会では、定例会は年4回開かれます。それぞれ開催される時期から「3月定例会」「6月定例会」「9月定例会」「12月定例会」と呼びます。

どのように開くの？

定例会・臨時会を開くためには、市長がそのお知らせを市役所の掲示場に掲示し、議員に会議への出席を求めなければなりません（「招集告示」）。

開会から閉会までの期間（「会期」）は、議会が決定します。当市議会の定例会の会期は概ね2～3週間ですが、実際に会議があるのはそのうち5日程度です。

何をやるの？

市役所内の議場に議員が集まり、市長や市の各機関の代表者等に質問を行いながら、様々なことを決定します。

毎年3月定例会では新年度の予算、9月定例会では前年度の決算の審査が行われます。

定例会では一般質問も行われます。

「一般質問」って何？

一般質問とは？

議員が市長や市の各機関の代表者等に対して、市が扱っている事務の全般にわたり、将来の方針等の考えを聞いたり、報告や説明を求めたりすることをいいます。

どのようにやるの？

当市議会で議員が一般質問をしようとするときは、各定例会の招集告示の日から開会日前日の午後4時までに、質問内容の要点を書いた文書を議長に提出しなければなりません（「発言通告」）。

議長はこれを市長側に伝えます。市長側ではこれをもとに、質問に対して十分に回答（「答弁」）できるよう準備を進めます。

一般質問の当日、議場では、発言通告順に議員ごとに1時間の制限時間の中で、議員が質問をし、市長側が答弁するということを繰り返します。発言通告の内容からかけ離れた質問をすることは、原則として認められません。

一般的な定例会の流れ

・市長が招集告示

・開会
・会期の決定
・市長が議会に提出した議案（議会で決めてほしいこと）について説明

・一般質問

・出席した議員が、議案ごとに賛成か反対かを多数決で決定
・閉会